

家庭ごみ等有料化が 来年4月からスタート!

燃えるごみ袋・燃えないごみ袋は
証紙付指定袋に変わります。(来年3月発売開始)

★新しい袋は10枚1組のロール状で販売します。



証紙付指定袋には
出荷承認証が
ついています



★袋のデザインが変わります。

燃えるごみ袋は**ピンク色**で文字は**紺色**です。
燃えないごみ袋は**透明**で文字は**オレンジ色**です。



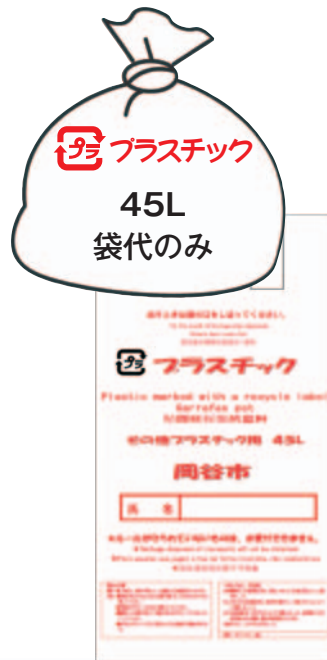
※左のイラストは袋のイメージです。



袋には収入証紙が印刷されています

★証紙付指定袋以外も袋のデザインが変わります。

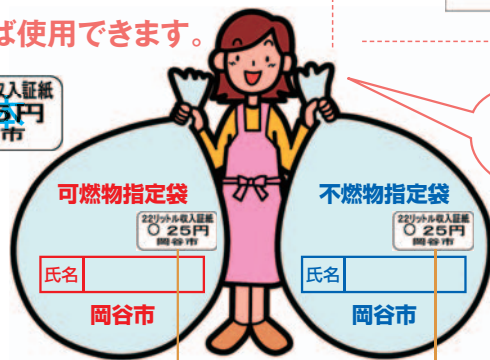
(今まで通り袋代のみ負担)
プラスチック袋は**透明**で文字は**赤色**です。
生ごみ袋は**水色**で文字は**黒色**です。



★旧袋は証紙シールをはれば使用できます。



収入証紙シール5枚入り



45L袋は60円の証紙シールを
22L袋は25円の証紙シールを
見える所にはりつけてください

証紙シールの販売は平成23年3月まで
証紙シールをはった旧袋の使用は
平成24年3月までです。

収入証紙シールをはる

【清掃工場持込みの場合】

- ★家庭より排出された（家庭系一般廃棄物）燃えるごみ、燃えないごみは10kg当り100円
- ★事業所より排出された（事業系一般廃棄物）燃えるごみ、燃えないごみは10kg当り150円

【特例でごみ袋の現物支給があります!】

- ★乳幼児がいる世帯の子育て支援、生活困窮世帯への経済的支援、紙おむつなど介護用品の購入助成を受けている要介護者または障害者への在宅介護支援として、22Lの燃えるごみ指定袋を、1世帯につき5枚/月を基準に現物支給します。

【無料排出の特例】

- ★緑化対策
家庭でせん定した植木の枝、草、落ち葉などの処理手数料は無料です。透明袋で排出できます。
※プラスチック袋、旧不燃袋(透明で45L以下の袋)に入れ、名前を書く。長いものは60cm以下に切り、30cm径以内の束にし、名札をつける。※定位置には可燃と合わせて2袋(束)まで
- ★道路、諏訪湖河川清掃、地区清掃などのボランティア活動
道路、公園、河川等の清掃によって生じたごみの処理には、無償でボランティア袋を配布します。
※ボランティア袋(負担なし)を各地区、衛生自治会より配布。

◆来年4月、その他プラスチック分別回収 スタート

- 指定袋で排出
- 週1回、資源物の定位置
- ★約580tの収集量を目標とします。
- ※プラスチック製容器包装の識別マークがついているものを基本としますが、識別マークがなくても対象品であれば収集します。
- ※きれいに洗浄して排出してください。



◆生ごみ分別回収 実施中

- 20年度は年間で約60tの堆肥化。
- 21年7月から全地区で拠点回収を実施。拠点数は76箇所。
- ★約150tの減量を目標とします。
- ※生ごみはしっかり分別、充分に水切りし、袋の口をしぼります。
- ※今年度の参加希望者は環境課までご連絡を!



「もったいない」を意識することが大切!



問合せ●環境課 ☎22-7040

市議会定例会を開催



市議会の会議録は、岡谷市議会ホームページからご覧ください

◆平成21年度補正予算
▽新病院建設基本構想策定等支援業務委託料、家庭ごみ有料化に伴う経費の追加などのほか、緊急経済対策として、小中学校のICT環境整備事業、屋内水泳プール省エネ改修工事等4億6272万1000円を追加し、一般会計総額を195億1342万3000円とする補正予算が可決されました。

◆条例など
▽家庭ごみ有料化に伴い、手数料を徴収するための条例改正が可決されました。

◆意見書
▽「私立高校への公費助成に関する意見書(国・県)」と「日本農業を壊滅に導く日豪EPA交渉のとりやめと日米FTA交渉を行わないことを求める意見書」が可決され、関係機関に送付されることとなりました。

◆一般質問
▽15人の議員がまちづくり、福祉、環境など市政全般にわたり活発な議論を交わしました。

第4回岡谷市議会定例会が、9月1日(火)から30日(水)までの30日間の会期で開かれ、平成20年度一般会計・特別会計・企業会計の決算認定や条例の改正、平成21年度補正予算の審議のほか、一般質問も行われました。主な内容をお知らせします。

◆決算
▽平成20年度岡谷市一般会計、岡谷市国民健康保険事業特別会計など10会計及び岡谷市病院事業会計、岡谷市水道事業会計、岡谷市下水道事業会計の各企業会計は、決算特別委員会を設置して審査が行われ、9月30日の本会議で決算認定されました。

▽分収造林事業特別会計、水道事業会計等の補正予算がそれぞれ可決されました。

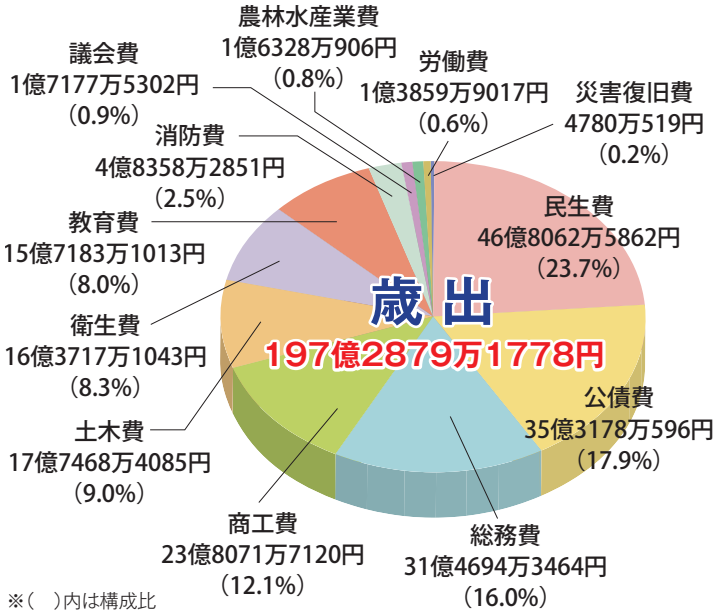
平成20年度決算報告

問合せ●財政課(内線1531)

平成20年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算が第5回市議会定例会で認定されましたのでお知らせします。
平成20年度は、第3次岡谷市総合計画の最終年として総仕上げの年となるとともに、産業の活力を基盤とした、たくましいまちの実現を目指し予算執行をしました。

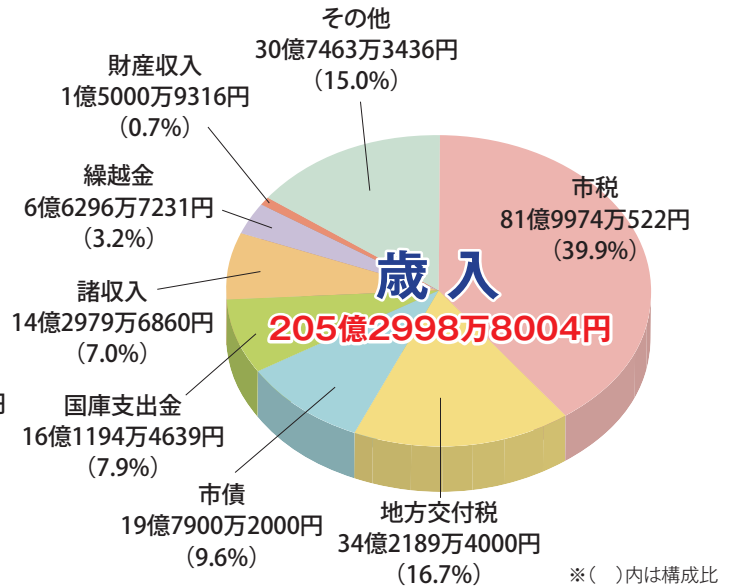
●一般会計歳出の内訳

市が使ったお金の合計は、197億2879万1778円
前年度比 10億630万9150円(5.4%増)



●一般会計歳入の内訳

市へ入ったお金の合計は、205億2998万8004円
前年度比 11億4453万8145円(5.9%増)



※()内は構成比

※()内は構成比

◆一般会計◆

黒字 6億5982万6226円

(歳入から歳出を引き、事業などの進み具合によって、次の年へ予算を持ち越す繰越金を差し引いた額)

経済の低迷が続き市税収入が予定額を確保できないなど、厳しい財政運営ではありましたが、さまざまな行財政改革を行うなか、市民のみなさんのご理解ご協力により例年並の実質収支とすることができました。

◆基金の状況◆

平成20年度決算基金残高
43億3752万3528円

市民1人当たりの基金額(貯金額)…8万787円

市が大きな事業を行うときには単年度に多額の資金が必要となりますが、住民サービスを低下させないための蓄え＝一般家庭で預貯金にあたるものが「基金」です。

16基金合計では2億9180万5765円減で、総額43億3752万3528円となっています。

◆市債の状況◆

平成20年度末市債残高
238億3799万1200円

市民1人当たりの市債残高(借金額)…44万3985円

建設事業などで多額の財源を必要とするときに、一定のルールのもとに借入れる財源＝一般家庭で借金にあたるものが「市債」です。

20年度は、19億7900万2000円の借入れを行い、前年比5億4670万5000円の増となりました。また、平成20年度末の市債残高は、238億3799万1200円となり、前年度と比較すると10億8956万8000円の減となりました。

わかりやすくするために、決算を家計簿に置き換えてみましょう

◎歳入

(年収500万円の家庭として)

市の一般会計	決算額(百万円)
市 税	8,200
地方交付税・国庫補助金等	6,645
使用料等	3,127
繰入金	579
市 債	1,979
合 計	20,530

わが家の家計簿	(千円)
給 料	1,997
親からの支援	1,618
パート収入	762
貯金の取崩し	141
新たな借金	483
合 計	5,000

◎歳出

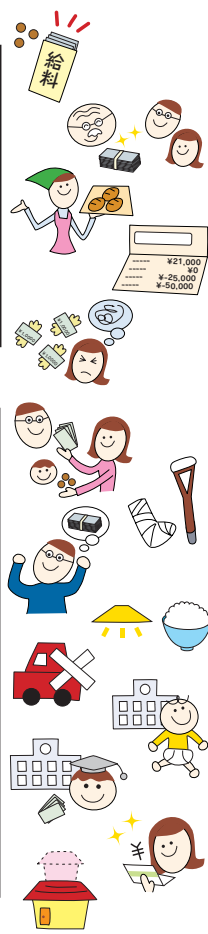
市の一般会計	決算額(百万円)
人 件 費	4,030
扶 助 費	1,828
公 債 費	3,532
物 件 費	2,476
維持補修費	211
補 助 費 等	3,648
繰出金・貸付金	2,243
積 立 金	196
普通建設事業費	1,565
合 計	19,729

わが家の家計簿	(千円)
家族への小遣い	982
医療費・各種保険料	445
借金の返済	860
食費・光熱費等の生活費	604
家や車の修繕費	51
子どもの教育費	888
子どもへの仕送りや友人への貸付	546
貯 金	48
家の増改築	381
合 計	4,805

◎貯金と借金の残高

市の一般会計	決算額(百万円)
基金残高	4,338
市債残高	23,838

わが家の家計簿	(千円)
貯金残高	1,056
借金残高	5,806



◆岡谷市の財政状況は？(財務指標)

※いずれも平成20年度暫定値

経常収支比率	財政の弾力性を示す指標として用いられ、数値が高いほど硬直化しているとされます。	88.3%	県下19市中7位
財政力指数	財政力の強弱を示すもので、数値が小さいほど税収入の能力が低く、交付税への依存度が高いとされます。	0.739	県下19市中4位
実質公債費比率★	公債費の占める割合を示すもので、25%を超えると黄色信号となります。	10.8%	県下19市中6位
将来負担比率★	将来負担すべき負債額の割合を示すもので、350%を超えると黄色信号となります。	110.6%	県下19市中13位

実質赤字比率★	一般会計や特別会計、下水道などの企業会計の赤字額の割合を示すもので、一定の数値になると黄色信号となります。	数値なし	実質赤字、連結実質赤字、資金不足ともに発生していないため。
連結実質赤字比率★		数値なし	
資金不足比率★		数値なし	

★印のついた5指標は、一般会計等の普通会計だけでなく、企業会計や一部事務組合なども含めた多角的な視点から市の財政状況を捉える全国統一の判断指標となっています。

◎特別会計

会計名	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	47億2182万2853円	47億7562万8548円
地域開発事業	1億1677万5735円	4億9665万6699円
分収造林事業	1731万7063円	1670万3200円
霊園事業	3095万9187円	1035万1699円
老人保健事業	5億3737万2380円	5億2287万0024円
温泉事業	3523万9250円	1633万5905円
訪問看護事業	6394万1002円	3304万4345円
後期高齢者医療事業	5億3806万8907円	5億2512万2507円

◎企業会計(収益的収入および支出 税込み)

会計名	収入額	支出額
病院事業	74億2297万9298円	78億1132万1550円
水道事業	9億1497万1443円	8億6747万7440円
下水道事業	15億7153万2407円	15億2459万2972円

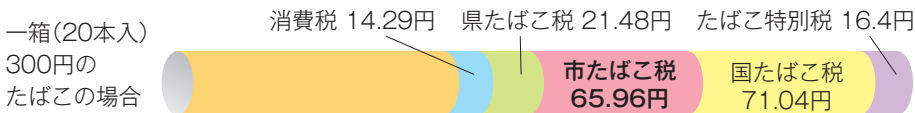
税を考える週間 11月11日(水)～17日(火)

わたしたちの豊かで安定した暮らしを支える財源が「税金」です。

社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興などを支える財源「税金」は、生活の向上と安定を願うわたしたちが負担しなければならない会費のようなものです。

市に納める税には、個人市(県)民税、法人市(県)民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、市たばこ税などがあります。今回は、入湯税と市たばこ税について考えてみましょう。

●市たばこ税 たばこの代金のなかには、次のような税金が含まれています。



市たばこ税の税額は、一般の紙巻たばこが1000本につき3,298円(しんせい、エコー、わかば、ゴールデンバットなどの旧3級品は1000本につき1,564円)。市たばこ税は重要な税収です。たばこは市内で買きましょう。

●入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設ほか消防活動に必要な施設の整備や観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるための目的税です。

納める人…鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客です。

市内対象施設…(株)ホテル紅やハイウェイ温泉諏訪湖

(諏訪湖サービスエリア下り線)

税額(1人あたり) 宿泊(1泊)…150円 日帰り…50円

※12才未満の人、一般公衆浴場の入湯、地域住民の福祉向上を図るための施設「ロマネット」「おかや総合福祉センター(諏訪湖ハイツ)」には入湯税はかかりません。

“税を考える週間”記念イベント

税の無料相談

日時…11月11日(水)

午前10時～午後4時

場所…まるみつ百貨店5F

クイズ番組放送

「なるほど・ザ・税金2009」(LCV)

期間中随時放送予定

記念講演会

日時…11月11日(水) 午後2時～4時

会場…RAKO華乃井ホテル

講師…午後2時～2時30分

諏訪税務署長 今井 公一

午後2時30分～4時

長野経済研究所

調査部長 小澤 吉則 先生

問合せ●諏訪税務署 ☎52-1390

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主のみなさんへのお願い

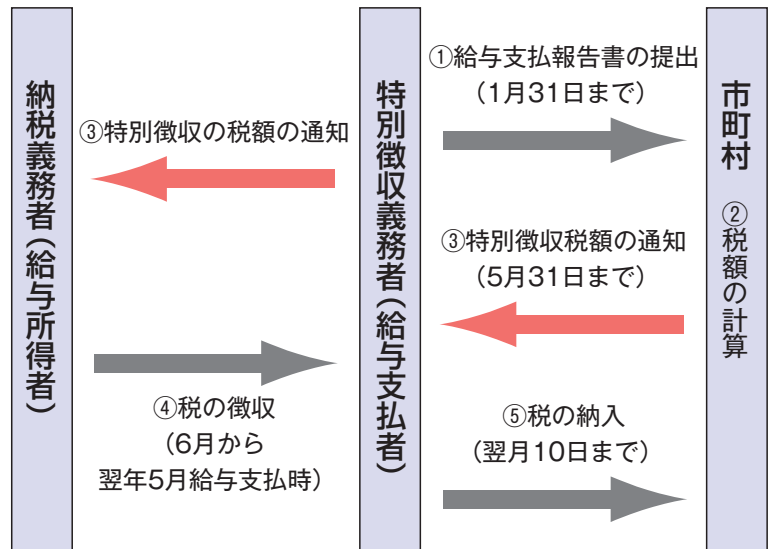
特別徴収実施について

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、市町村へ納入する制度です。

地方税法第321条の4および岡谷市税条例第44条の規定により、給与支払者は原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することとなっています。

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。



問合せ●税務課(内線1125)

税の徴収を強化します

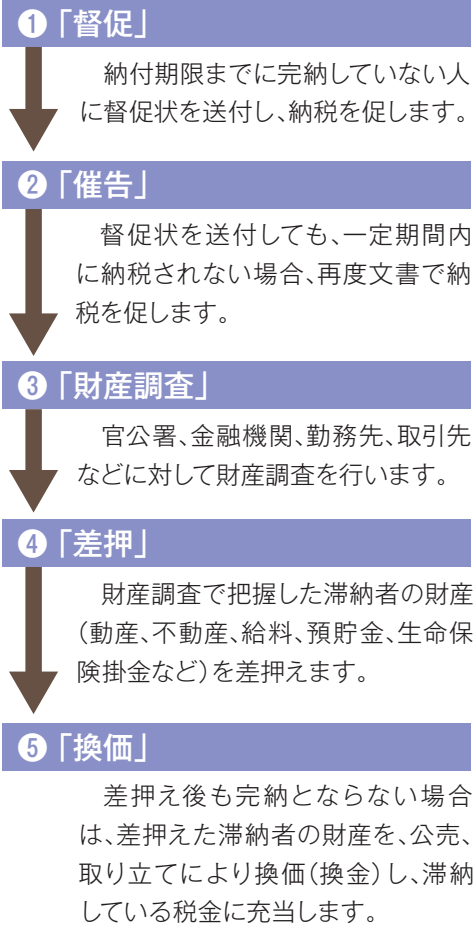
納め忘れはありませんか？

市税は、岡谷市の歳入の約41%（21年度予算）を占める主要な財源です。ほとんどの納税者から納期限内に納付いただいています。毎年、滞納が積み重なり、国民健康保険税を合わせた滞納累計額は8億円超に達しています。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分を力を入れています。

国税局OB職員雇用による滞納処分強化

平成19年から始まった税源移譲は、国に納める所得税を減らし、市県民税を増やして、地方自治体の自主財源を確保するのが目的ですが、市税の負担額増から滞納額の増加が予想され、市における徴収業務の強化が課題となりました。そこで、国税局OB職員の雇用により徴収体制強化を図り、滞納処分を強化します。

滞納処分の流れ



滞納整理にも税金が使われています

滞納整理にかかる費用には、みなさんの税金が使われています。すべての税金が、納期限内に納められれば、滞納整理にかかる経費が不要となり、それをより良い暮らしのために有効利用できることとなります。ぜひ、納期限内の納税にご協力ください。

差押？

地方税法では、滞納されている税金は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならぬと定められています。「差押」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことを言います。差押を受けると、自分が所有する財産の処分が自由にできなくなり、逆に、市がその権利を得て、財産の売却や権利の行使また契約を解約することにより、支払われ

た金銭を税金に充当できます。市が実施する差押は、次のようなものです。

○給与・賞与差押

国税徴収法で規定する差押禁止額を超える給与や賞与（ボーナス）

○年金差押

公的年金で差押禁止額を超える給付額

○敷金・入居保証金の差押

アパートや事務所など、賃貸契約時の敷金や入居保証金（未払いの家賃などは、明け渡し時に相殺）

○不動産差押

土地・家屋などの不動産（抵当権設定の有無にかかわらず）

○搜索・動産差押

自宅や事務所などから発見された金銭や有価証券、電気製品、装飾品、自動車、オートバイなど

◆差押財産はインターネット公売などにより換価して税に充てます。

納税が困難な時はご相談ください

- 次のような事情で、市税などを納期限までに納めることができない場合、分割での納付や、納期限の延長をすることができます。お早めにご相談ください。都合により来庁できない場合は、職員が訪問しますので、ご連絡ください。
- 病气やケガで働けなくなった
 - 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
 - 災害や盗難で損害を受けた

問合せ ● 税務課（内線1138）